平成２８年（フ）第７９３号
神奈川県鎌倉市大船１丁目21番12号
破産者　有限会社向山工務店
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３３号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目43番地９
破産者　有限会社インテリアミウラ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４０号
北九州市小倉北区上到津１丁目１番25号
破産者　株式会社アイ・ジー・イー
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７１号
横浜市瀬谷区南台２丁目１番地22
破産者　株式会社ＲｅＡｒｔ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
滋賀県近江八幡市中村町26番地２
破産者　株式会社モストトラストサービス
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２２号
大阪市東淀川区東中島２－５－28新大阪末広第一ハイツ608号
破産者　ｆｉｖｅ　ｃｏｌｏｒ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉242番地５
破産者　有限会社古泉カーショップ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５７号
福岡市博多区三筑１丁目４番地19号
破産者　合同会社ファーベ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８５４号
広島市安佐南区祇園１丁目35番８－204号
破産者　ユートラベルこと　樋口　誠一
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６８号
広島市東区尾長西２丁目３番21号
破産者　山田　　茂
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１８号
広島市東区温品３丁目11番９－201号
破産者　山本星九こと　金　　星九（ＫＩＭ　ＳＵＮＧＫＯＯ）（旧名山本畝伊志）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５１号
北九州市小倉南区葛原２丁目26番18号
破産者　八坂　　愛（開始決定時の氏名大原愛（旧姓中尾））
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９０号
北海道江別市美原1329番地の１
破産者　村田ひとみ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２３号
札幌市北区東茨戸46番地８
破産者　横田　倫庸
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２号
宮城県大崎市岩出山字東川原町13番地13
破産者　佐々木優子
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
宮城県大崎市古川駅東２丁目11番14号　古川民主病院内、従前の住所宮城県大崎市古川字青塚161番地１　グレイス古川203号
破産者　朝倉　嘉男
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
宮城県大崎市古川大幡字道上８番地３　レオパレス楓104号、従前の住所静岡県浜松市中区上島４丁目35番９号
破産者　河本　昌之
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４号
秋田県能代市落合字下大野70番地69、開始決定時の住所秋田県能代市出戸後６番地１
破産者　原田　雅好
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６０号
秋田県大館市二井田字高村66番地
破産者　伊藤　久忠
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４５６号
相模原市緑区橋本６丁目16番15号
破産者　杉山　豊昭
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部